大阪府立万国博覧会記念公園の指定管理について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：日本万国博覧会記念公園事務所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　大阪府立万国博覧会記念公園（以下「万博記念公園」という。）の指定管理について(1) 万博記念公園の概要・公園の規模：敷地面積258ha（国有地約130ha、府有地約128ha）うち指定管理者の管理範囲：敷地面積219ha（国有地約：124ha、府有地約95ha）　　・自然文化園入場料：大人260円、小中学生80円(2) 指定管理者の選定方法等・公募型プロポーザル方式により３団体からの申請があった中、万博記念公園マネジメント・パートナーズ（以下「BMP」という。）を指定管理者に選定した。　　・公募にあたっては、「管理運営に係る経費の縮減等に関する方策」（管理運営に係る経費の縮減と指定管理者による投資）を重視し、審査基準の配点合計100点中50点を配点している。(3) 指定管理者の概要・名　　称：万博記念公園マネジメント・パートナーズ・構成団体：吉本興業ホールディングス㈱＜代表法人＞吉本興業㈱、三井物産フォーサイト㈱、㈱JTB、㈱JTBコミュニケーションデザイン、京阪ホールディングス㈱、京阪園芸㈱、㈱博報堂、㈱博報堂DYメディアパートナーズ・指定期間：平成30年10月１日から令和10年９月30日まで（10年間）・指定管理料：０円・指定管理者による投資：５億円２　年間入場者数について・日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン2040（令和４年11月策定）では、万博記念公園のポテンシャルを活かした、「３つの目標」とその実現に向けた「３つの基本方針」を掲げ、より多くの方に利用していただけるよう、さらなる活性化を目指すとしている。

|  |  |
| --- | --- |
| 目標①：多様な人々が交流交歓を通じ、喜びや希望を感じられる場の実現 | 基本方針①：将来にわたり、すべての人が安心して快適に利用できる、多様性と調和に満ちた公園 |
| 目標②：豊かな未来を考え、行動を促す場の実現 | 基本方針②：レガシーの活用と、万博の森づくりの文化活動等を通じ、未来を創造する力を育む公園 |
| 目標③：世界に誇る文化・スポーツ拠点の形成 | 基本方針③：文化・スポーツの拠点として、国内外から観光客を含む多くの人々を呼び込み、新しいライフスタイルを体験できる公園 |

・公募時に府は、入場者数の目標を300万人としていた。これを踏まえ、BMPは指定管理者の公募に際して提案した事業計画書において、令和２年度時点で300万人超の入場者数を目標にしている。コロナ禍で落ち込んだ入場者数を令和５年度はコロナ禍前を回復するとともに、過去最高の238.8万人としたが、目標には達していない。・年間入場者数

|  |  |
| --- | --- |
| 　年度 | 入場者数 |
| 平成30年度 | 2,387,023人 |
| 平成31年度 | 2,365,511人 |
| 令和２年度 | 1,345,167人 |
| 令和３年度 | 1,241,110人 |
| 令和４年度 | 2,298,889人 |
| 令和５年度 | 2,388,213人 |

３　指定管理者に対する業務管理について(1) 事業計画書等による業務管理について・会計年度開始前に提出される事業実施計画書等（事業実施計画書、収支計画書、管理体制計画書など）と会計年度終了後に提出される事業報告等（事業の実施及び経理の状況に関する事業報告書、財務諸表）を確認するとともに、毎月、履行確認を実施している。・指定管理者の選定で重視した内容に大きく影響する修繕・補修費や投資等の執行に関しては、毎月の履行確認として必要に応じて契約書等の支出根拠資料を確認し、支出の適正を確認するとともに、発注額について抽出により府発注工事や市場価格との著しい乖離がないか確認を行っている。(2) 大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者評価委員会によるモニタリング・指定管理者の公募に際して策定した指定管理者募集要項において、モニタリング（毎年度の評価、指定期間中の中間総括、総合評価、最終評価）を義務付けており、指定管理者による自己評価とともに大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による点検を実施している。４　指定管理者による投資について　(1) 指定管理者指定申請に際して提案された投資について　　・BMPは指定管理者の公募に際して、公園に対し５億円を投資すると提案し、協定書に規定されている。・５億円の投資のうち、令和５年度末までに約４億２千万円が実施済みである。コロナ禍の影響もあり、残りの８千万円の投資については令和６年度から実施する予定である。　(2) 協定書により義務付けられた投資について　　・BMPとの管理運営業務協定書において、指定管理者指定申請に際して提出した収支計画書（自主事業を含む。）で示す想定収支額を上回る利益が得られ、かつ黒字であった場合には、その一部を翌年度の公園の修繕・補修経費として執行するよう義務付けられているが、BMPの収支が指定管理期間の当初から赤字であることを理由にこの規定に基づく投資実績はない。５　BMPの収支状況について　・BMPの直近３年の収支状況は下表のとおり。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 収入 | 支出 | 利益・損失 |
| 令和３年度 | 1,720,047,724円 | 1,761,772,196円 | △ 41,724,472円 |
| 令和４年度 | 1,704,939,786円 | 2,011,345,284円 | △306,405,498円 |
| 令和５年度 | 1,814,323,458円 | 2,084,305,129円 | △269,981,671円 |

　・評価委員会では、令和６年３月の審議において「法人等の経営状況」という評価内容に対して「安定的な運営が可能と判断できている」との評価をされているが、BMPの自己評価においては「本事業の損失により各社の本業に大きな影響を与え本指定管理業務の継続が困難な状況である。」としており、評価委員会による評価とBMPの自己評価の認識が乖離している。BMPが撤退等するという具体的な申出を受けておらず、また、このような場合は、協定書に基づき損害賠償の定めがあることから、府において撤退するリスクを考慮した対応策は検討されていない。・BMPの赤字については、府と継続的に協議しており、野外コンサートや大規模イベントの開催要件緩和といった対応策を検討している。 | １　府は公募時に万博記念公園の年間入場者数300万人を目標と掲げ、指定管理者の選定評価では府として管理運営に係る経費の縮減と指定管理者による投資を重視したにもかかわらず、入場者数はコロナ禍前を超えたものの令和５年度においても目標としている年間300万人には届いていない。２　BMPは、指定管理期間の４年目からの単年度黒字を目指していた。しかし、これまで赤字が続いており、BMPによる自己評価において継続困難との評価をしているが、府は協定書に基づき損害賠償の定めがあることから、撤退等をするリスクを考慮した対応策は検討していない。 | １　BMPによる公園の魅力づくりにつながる効果的な投資などにより、さらに多くの入場者を獲得する実施可能な措置を指定管理者とともに検討されたい。２　BMPが撤退等をするリスクを考慮した対応策について検討されたい。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和６年12月13日、事務局：令和６年10月２日）